

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
維持管理部会（令和元年度第1回）議事要旨

日時 令和元年5月15日（水）16:00～18:00

場所 九段第三合同庁舎 11F 供用会議室4

委員からの主な発言

維持管理に関する現状と課題

- ・一者応札については、地域維持型JVや協同組合による受注であれば複数の会社に関わるため、災害対応や担い手確保・育成にも繋がっていくのではないかと。
- ・維持工事の直接工事費について、河川は通常業務、道路は緊急的な業務が上位を占めており、河川と道路で対照的な関係にある。これについて、直接工事費の位置付けや、積算体系などについて初心に立ち返った検討も必要ではないかと。
- ・道路の維持工事は24時間いつでも出動できる体制を組まなければならないと、また、利益も大きく出る工事でもない。日頃から現場を良く把握していることも必要。こういったことが一者応札の背景となっているのではないかと。
- ・維持管理をしていくに当たり、道路台帳や河川台帳などのデジタル化されたデータが整っていない。基礎的部分のデータをもう少しデジタル化し構築していければ良い。

維持工事における積算方法等の改善

- ・維持工事の場合、除雪などで休日に対応することもある。土日祝日対応した場合は別の単価で積算することを考えていくべきではないかと。
- ・特に道路の維持工事については周辺住民の苦情など多い作業環境であり、維持作業についての国民の理解を進めていく必要がある。担い手確保のためにもこの様な面からのアプローチも必要ではないかと。
- ・維持管理の積算は改築系のボリュームに基づいた積算体系を補正して使うのではなく、技術者や作業員や時間効率の悪さが配慮された、時間が費用に関係する管理体系の積算を実態調査の上、再構築していった方がよいのではないかと。
- ・建築の維持管理は民間が行うが、公共事業も維持管理のマネジメントを民間に任せて、同時に技術開発を進めてもらうのも良いのではないかと。

維持工事における入札契約方式の改善

- ・災害協定を結んだ企業に維持工事を任せて維持工事と災害復旧を一体化させることは災害協定で維持工事の受注企業を一社に絞ることになるように思われるが、もしそうなら心配な点があるようにも思える。維持工事を受注しているところが初期災害対応をするので関係が逆に思える。また合材プラントを有する舗装会社は人、資材、機材を現地に有しており、維持工事においても配慮されたい。また将来ライフサイクルコストを考慮した管理を行っていくためには維持修繕工事において舗装診断士を有する会社に委託するなど考慮してもよいのではないかと。
- ・災害の応急復旧といっても災害の程度によって状況が違ってくる。どの程度の災害を想定し考えていくのか慎重に検討いただきたい。
- ・維持管理の現場で起きている積算や入札契約等の課題について、短期的な対応も必要であるが、より本質的な課題に対する中長期的な対応も今後本部会にて議論していけるようお願いしたい。

修繕工事の品質確保

- ・橋梁補修工事の工事種類別難易度表は一般的にはこの様な整理が良いが、難易度が低い工事内容を一律地元建設業者とするのではなく、構造の複雑さ、規模、構造物の置かれている環境、劣化度等を踏まえ地元建設業者と橋梁の専門会社どちらに任せるのか柔軟に使い分けていただきたい。

長期性能保証制度の運用改善

- ・総合評価で長期耐久性を求められる場合もあるが、施工完了後は業者が離れてしまっているのが現状。案件によっては、施工業者に維持管理業務を付けて発注するのもありではないか。
- ・直轄工事は機械設備工事で維持管理付きの発注事例がある。土木工事でも一つの選択肢として参考にしているかどうか。
- ・ISO9001 の活用は実態上あまり進んでいない印象である。更なる活用のため今後どのように適用させていくべきか検討が必要ではないか。
- ・保証期間の設定や品質の向上としての指標値の設定に当たり、施工者に過度の負担を求めない範囲での設定を行うことは、応札の障壁回避の点からも良いこと。
- ・「免責事項の明示」については、契約書等に定める場合、可能な限り例示を挙げた方が良い。免責事項があることの立証責任は、通常、業者側にあるため、業者側の立証責任の負担を軽減することに繋がる。

—以上—